

球磨村奨学金返済支援補助金交付要綱

平成 29 年 12 月 13 日

告示第 44 号

(目的)

第 1 条 球磨村奨学金返済支援補助金（以下「補助金」という。）は、球磨村への移住定住の促進を図ることを目的として予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、球磨村補助金等交付規則（平成 3 年 3 月 1 日規則第 1 号）に定めるもののほか、本要綱に定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 大学等 大学院、大学、短期大学、専修学校専門課程及び高等専門学校をいう。
- (2) 事業所等 事務所、事業所、工場、倉庫、施設等をいう。
- (3) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に定める中小企業者をいう。
- (4) 第 1 次産業 農業、林業及び漁業をいう。

(補助対象となる奨学金等)

第 3 条 補助金の対象となる奨学金等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 日本学生支援機構第一種奨学金
- (2) 日本学生支援機構第二種奨学金
- (3) 熊本県育英資金
- (4) 球磨村奨学金
- (5) その他村長が認める奨学金等

(補助金の受給要件)

第 4 条 補助金の交付を受けることができる者は、公務員以外の者で、かつ次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 大学等に進学し、在学中に前条の奨学金等の貸与を受けた者
- (2) 月賦、半年賦又は年賦により奨学金等の返済を遅延なく行っている者
- (3) 補助金の交付を申請しようとする年度の前年度以前に奨学金等の返済を開始した者
- (4) 補助金の交付申請日において満 35 歳以下の者で、次条の規定による補助金の算定対象期間の終期までに本村に住民登録があり、現に居住している者で、引き続き交付申請初年度から 5 年間を超える期間、本村に居住する意思がある者。
- (5) 次に掲げる事項のいずれかに該当する者
 - ア 中小企業者の事業所等に就職し、1 年以上継続して雇用されている者
 - イ 起業し、1 年以上継続して事業を行っている者
 - ウ 第 1 次産業に従事し、1 年以上継続して従事している者
- (6) 村税等を滞納していない者

(補助金の算定対象期間及び交付対象経費)

第5条 補助金の算定対象期間は、補助金の交付を申請する年度の前年度1年間とし、交付対象経費は当該期間に返済した額とする。ただし、繰上げ返済等による奨学金等の返済額は、補助金の交付対象経費に含まない。

(補助金の額及び期間)

第6条 補助金の額は、前条の規定により算出した交付対象経費の3分の2以内の額とし、20万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付を受けることができる期間は、補助金の交付を受けた最初の年度から5年目までとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、球磨村奨学金返済支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類等を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金等貸与機関が発行する奨学金等の貸与を証する書類の写し
- (2) 申請日までの奨学金等の返済額を証する書類等の写し(預金通帳、領収書等の写し)
- (3) 奨学金等の全体の返済計画を確認することができる書類の写し
- (4) 村税等の納税証明書又は非課税証明書
- (5) 事業所等から交付される労働条件通知書又は就労証明書(様式第2号)。ただし、第4条第5号イに該当する者にあつては自らの業を営むことを証する書類(登記事項証明書又は開廃業等届出書等の写し)とし、同号ウに該当する者にあつては所得を証明する書類(確定申告書等の写し)とする。

(補助金の交付決定)

第8条 村長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、申請者に対し球磨村奨学金返済支援補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定による交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、球磨村奨学金返済支援補助金交付請求書(様式第4号)を村長に提出しなければならない。

(異動の届出)

第10条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた後、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく球磨村奨学金返済支援補助金異動届出書(様式第5号)を村長に提出しなければならない。

- (1) 村内で転出し、又は球磨村内で転居するとき。
- (2) 氏名が変更となったとき。
- (3) 就労状況等に変更があつたとき。

(交付決定の取消し)

第11条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決

定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付決定後、前条の届出があったとき。

(2) 提出した書類に虚偽その他不正があったとき。

2 村長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、球磨村奨学金返済支援補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 村長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について補助金が既に交付されているときは、交付決定者に対し球磨村奨学金返済支援補助金返還命令書（様式第7号）により、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

球磨村奨学金返済支援補助金交付申請書

年 月 日

球磨村長 様

(申請者)

住 所 球磨村大字

氏 名

印

生年月日 年 月 日 (満 歳)

電話番号

球磨村奨学金返済支援補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 奨学金等の名称	
2 奨学金等の返済期間	年 月から 年 月まで
3 補助申請区分	1年目 2年目 3年目 4年目 5年目
4 補助金算定対象期間	年 月から 年 月まで
5 補助金交付対象経費	円
6 補助金申請額	円 (千円未満切捨)
7 誓 約	<input type="checkbox"/> 交付申請初年度から5年以上、球磨村に居住する意思があることを誓約します。 <input type="checkbox"/> 提出した書類等に虚偽その他不正があったときは、交付を受けた補助金を返還します。
8 同 意	<input type="checkbox"/> 球磨村奨学金返済支援補助金交付要綱第4条に規定する「住民登録状況」、「申請者の村税等の納付状況」等の情報に関し、村において確認することに同意します。
9 備 考	

※添付書類

- ・奨学金貸与機関が発行する奨学金等の貸与を証する書類の写し
- ・申請日までの奨学金等の返済額を証する書類の写し（預金通帳、領収書等の写し）
- ・奨学金等の全体の返済計画を確認することができる書類の写し
- ・村税等の納税証明書又は非課税証明書
- 【第4条第5号ア該当者】
- ・事業所等から交付される労働条件通知書又は就労証明書（様式第2号）
- 【第4条第5号イ該当者】
- ・自らの業を営むことを証する書類（登記事項証明書、個人事業の開廃業等届出書等の写し）
- 【第4条第5号ウ該当者】
- ・所得を証明する書類（確定申告書等の写し）

様式第2号（第7条関係）

就 労 証 明 書

1 住 所	球磨村大字
2 氏 名	(生年月日： 年 月 日)
3 就労年月日	年 月 日から
4 雇用形態	<input type="checkbox"/> 正規雇用 <input type="checkbox"/> 非正規雇用 (雇用期間： 年 月 日から 年 月 日まで) <input type="checkbox"/> その他（

上記のとおり、就労していることを証明します。

年 月 日

住 所 _____

事業所名 _____

代表者職名 _____

代表者氏名 _____

⑩

電話番号 _____

担当者名 _____

様式第3号（第8条関係）

球磨村奨学金返済支援補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

（申請者） 様

球磨村長

年 月 日付で申請のあった球磨村奨学金返済支援補助金について、次のとおり交付することに決定したので、球磨村奨学金返済支援補助金交付要綱第8条の規定に基づき通知します。

1 奨学金等の名称	
2 奨学金等の返済期間	年 月から 年 月まで
3 補助申請区分	1年目 2年目 3年目 4年目 5年目
4 補助金算定対象期間	年 月から 年 月まで
5 補助金交付対象経費	円
6 補助金交付決定額	円（千円未満切捨）
7 備 考	

※補助金の交付をうけようとするときは、球磨村奨学金返済支援補助金交付要項第9条の規定に基づき、球磨村奨学金返済支援補助金交付請求書（様式第4号）を提出してください。

様式第4号（第9条関係）

球磨村奨学金返済支援補助金交付請求書

年 月 日

球磨村長 様

(申請者)

住 所 球磨村大字

氏 名

印

電話番号

球磨村奨学金返済支援補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 交付決定年月日	年 月 日
2 交付決定番号	第 号
3 請 求 額	
4 振 込 先	金融機関（ゆうちょ銀行以外） 銀 行 本店 信金・信組 支店 農 協 支所 普通・当座 口座番号
	金融機関（ゆうちょ銀行） 記号 番号
	ふりがな 口座名義

様式第5号（第10条関係）

球磨村奨学金返済支援補助金異動届出書

年 月 日

球磨村長 様

(申請者)

住 所 球磨村大字

氏 名

印

電話番号

球磨村奨学金返済支援補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 交付決定年月日	年 月 日
2 交付決定番号	第 号
3 交付決定額	円
4 異動年月日	年 月 日
5 異動の内容及び事由	

※異動の事由が確認できる書類がある場合は、添付すること。

様式第 6 号（第 11 条関係）

球磨村奨学金返済支援補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

（申請者） 様

球磨村長

年 月 日付け 第 号で交付を決定した球磨村奨学金返済支援補助金について、次のとおり交付決定の全部又は一部を取り消すことに決定したので、球磨村奨学金返済支援補助金交付要綱第 11 条の規定に基づき通知します。

取消しの内容及び事由	
------------	--

様式第7号（第12条関係）

球磨村奨学金返済支援補助金返還命令書

第 号
年 月 日

（申請者） 様

球磨村長

年 月 日付け 第 号で交付決定の全部又は一部を取り消した球磨村奨学金返済支援補助金について、球磨村奨学金返済支援補助金交付要綱第12条の規定に基づき、次のとおり補助金の全部又は一部の返還を命じます。

1 取消決定後の交付決定額	円
2 既 交 付 額	円 (交付日： 年 月 日)
3 返 還 命 令 額	円
4 返 還 期 限	年 月 日まで